


徳島健康生活協同組合を認定！

徳島県内
第19号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第19号として、徳島健康生活協同組合を平成25年3月22日付けで認定しました。

 徳島労働局で認定通知書交付式を行いました



平成25年4月19日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける徳島健康生活協同組合の吉野専務理事（左）



次世代認定マーク「くるみん」

徳島健康生活協同組合の取組の概要

1 行動計画の期間

平成22年4月1日～平成25年2月28日までの2年11か月

2 行動計画の目標

- ① 計画期間内に、育児休業取得率を次の水準とする
男性職員…計画期間内に1人以上取得する
女性職員…取得率を95%以上とする
- ② 年次有給休暇の取得を促進し、取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする

3 取組結果

- ① 計画期間内の女性職員の育児休業取得率は100%（出産者34名中34名が取得）。計画期間前3年間の取得率は90.7%。男性職員は1名が取得（11日間）。男性職員の育児休業取得を促進するため、「健康生協月報」にて男性職員も育児休業を取得できることを周知した。
- ② 平成22年度より、職員の年次有給休暇取得状況について、取得状況一覧表を作成することにより会社が定期的に把握。それをもとに、職員に個別に取得状況及び取得可能日数を通知し取得の促進を行ったことで、一人当たりの平均年間取得日数が10.69日となった（計画期間前3年間の平均は8.4日）。

4 その他の先進的取組

- ① 子の看護のための休暇を取得した日について、賞与、定期昇給、年次有給休暇及び退職金の算定に当たっては通常の勤務をしたものとみなしている。また、半日単位での取得を可能としている。